

令和4年(2022年)2月18日

報道機関各位

保健福祉部長 大泉 潤

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る「家計急変世帯」の支給手続きについて

標記の件につきまして、下記のとおりお知らせいたしますので、報道・取材方よろしく
お願いいたします。

記

1 家計急変世帯

本給付金制度における住民税非課税世帯に該当しないで、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)に対して、1世帯あたり10万円の臨時特別給付金を支給します。

2 支給手続き

(1) 申請書配付場所

令和4年2月21日(月)から下記の窓口に備え付けます。

- ・市役所本庁舎 [1F市民ホール, 2F生活困窮者自立相談支援窓口, 2F生活保護申請相談窓口]
- ・湯川支所 [1Fロビー, 1F生活保護申請相談窓口]
- ・亀田支所 [1Fロビー, 2F生活保護申請相談窓口]
- ・銭亀沢支所, 戸井支所, 恵山支所, 椴法華支所, 南茅部支所
- ・函館市社会福祉協議会 [若松町33-6 あいよる21 3F緊急小口資金等の特例貸付相談窓口]
- ・ハローワーク函館 [新川町26-6 函館地方合同庁舎分庁舎]

(2) 申請方法

申請書等に必要事項を記入のうえ、添付資料とともに、専用の返信用封筒にて提出してください。(申請期限 令和4年9月30日)

窓口での申請は受け付けておりませんので、郵送での申請をお願いします。

3 支給時期

申請書等を受付後、記載事項や添付書類の確認・審査等を経て、約3週間後に「支給決定通知書兼口座振込通知書」を送付するとともに、振込予定です。

4 お問い合わせ

○手続き方法などに関するお問い合わせ

「函館市コールセンター」 電話 (フリーダイヤル) **0120-685-667**
午前9時から午後5時 (土日祝日を除く)

○制度に関するお問い合わせ

「内閣府コールセンター」 電話 (フリーダイヤル) **0120-526-145**
午前9時から午後8時 (土日祝を含む)

〔保健福祉部 非課税世帯等給付金担当〕
電話 0138-21-3951